

## 令和5年度より「岐阜県立学校学習者用タブレット貸与規程」を変更します。

岐阜県では、令和2年度より「学習者用タブレット」を貸与規程により貸与し、「故意又は**重大な過失**」と認められない場合は県にて修理を行い、年間1,000台を超える修理費用を県が負担してまいりました。

令和5年度より「学習者用タブレット貸与規程」を改訂し、利用者の「故意又は過失」が認められる場合は、利用者（保護者）に修理費用（34,826円※：令和5年1月現在）をご負担いただきます。この改訂に伴い「学習者用タブレット貸与に係る誓約書」を改めてご提出していただきます。ご負担をおかけいたしますがご理解を賜りますようお願いいたします。

（※タブレット本体の故障にかかる修理費は一律同額です。紛失・盗難の負担金額は調整中です。）

### ○県が修理費用を負担する場合

故意や過失（破損・外圧・水濡れ等の外的要因で発生した故障）がなく、通常使用において、タブレットが正常に利用できなくなった。

### ○利用者（保護者）が修理費用を弁償する事例（破損・外圧・水濡れ等の外的要因で発生した故障）

- ・授業や部活動などで使用していたタブレットを落とし画面が割れた。
- ・校内を移動中につまづいて、タブレットを落とし画面が割れた。
- ・教室内を移動中に鞆がクラスメイトのタブレットにあたり落下して画面が割れた。
- ・鞆の中の教科書や参考書などの圧迫により画面が割れた。
- ・自転車で登下校中に、転倒や衝撃によりタブレットの画面が割れた。
- ・自転車で通学中、突然の雨が降り、鞆の中のタブレットが濡れて電源が入らなくなった。
- ・鞆の中の水筒からお茶がこぼれ、タブレットが濡れて電源が入らなくなった。
- ・ペットが充電器のコードを噛み切った。
- ・電車などの登下校中に、タブレットの入った鞆を置き忘れ紛失した。 など

### 「岐阜県立学校学習者用タブレット貸与規程」抜粋（改訂箇所）

（紛失・盗難又は毀損の届け出）

第13条 利用者は、貸出物品の紛失・盗難があったとき又は貸与物品が毀損したときは、直ちに学校に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・毀損届（第3号様式）を学校長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は**過失によるもの**と認められるときは、利用者がその現品又は対価を弁償しなければならない。